

三木町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 21年の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
22年度	28,984	9,094,843	620,936	1,324,205	14.5	14.7

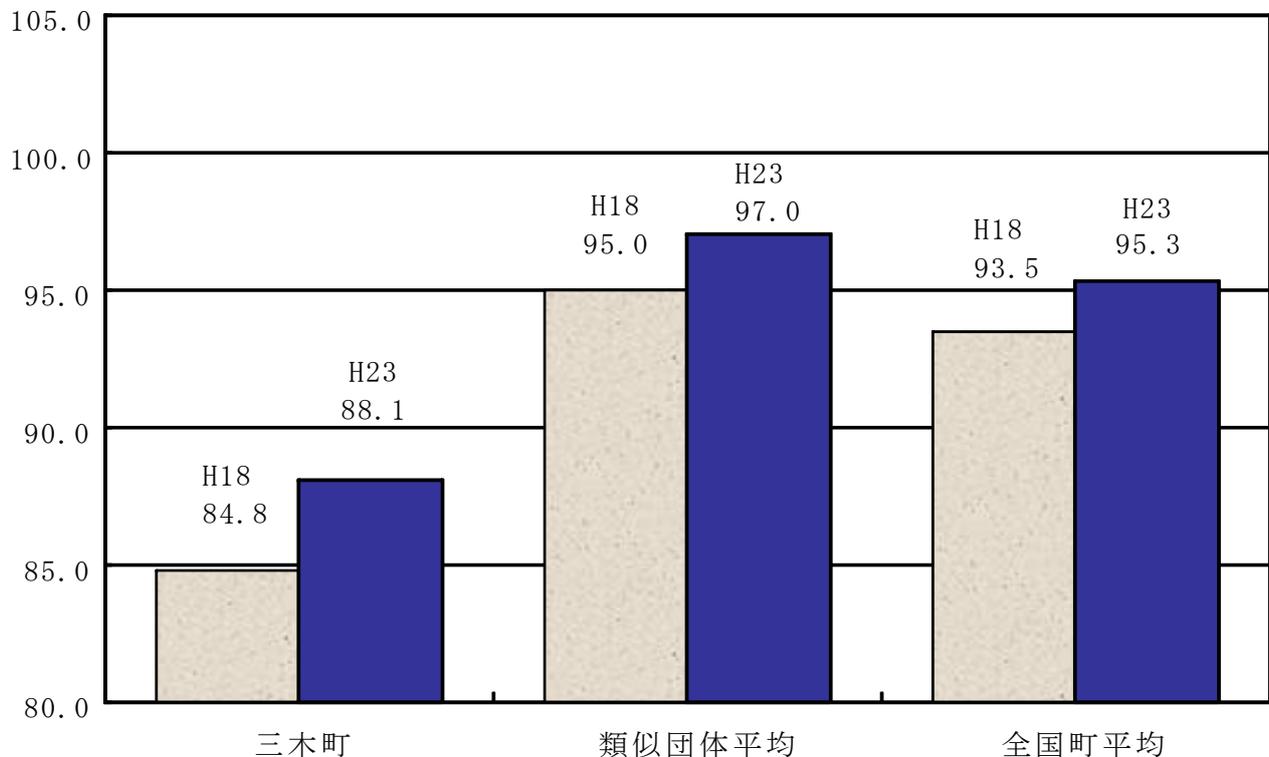
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	157	544,749	82,558	191,072	818,379	5,213	5,832

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項 なし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

① 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
23年度	円 379,123	円 380,385	円 △1,262	% △0.32	% △0.32	% △0.23

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
23年度	月 3.95	月 3.95	月 0	月 0	月 3.95	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支払月数である。

2 一般行政職給料表の状況 (23年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号級の 給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (23年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
三木町	41.9歳	300,600円	358,337円	322,765円
香川県	44.5歳	345,118円	405,667円	365,467円
国	42.3歳	327,205円	—	397,723円
類似団体	42.9歳	324,842円	392,010円	357,132円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
三木町	56.3歳	13人	271,330円	272,677円	271,300円
うち給食調理員	55.8歳	10人	262,700円	263,367円	262,700円
うち用務員	57.9歳	3人	274,600円	275,933円	274,600円
香川県	53.8歳	70人	355,625円	378,421円	366,138円
国	49.5歳	3,689人	283,862円	—	321,662円
類似団体	48.7歳	15人	290,487円	318,629円	307,572円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
三木町	—	—	—	—
うち給食調理員	調理師	45.8歳	222,400円	1.18
うち用務員	用務員	53.8歳	209,700円	1.31

区 分	【参考】年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
三木町	—	—	—
うち給食調理員	4,047,910円	3,028,200円	1.34
うち用務員	4,360,102円	2,943,200円	1.48

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

（平成20年から平成22年の3カ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三木町	39.5 歳	267,300 円	284,000 円
香川県	45.8 歳	386,916 円	422,342 円
類似団体	41.4 歳	306,945 円	332,091 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（23年4月1日現在）

区 分		三 木 町	香 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200円	178,800円	172,200円
	高 校 卒	140,100円	144,500円	140,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（23年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	261,300円	294,600円	335,500円
	高 校 卒	0 円	0円	262,000円

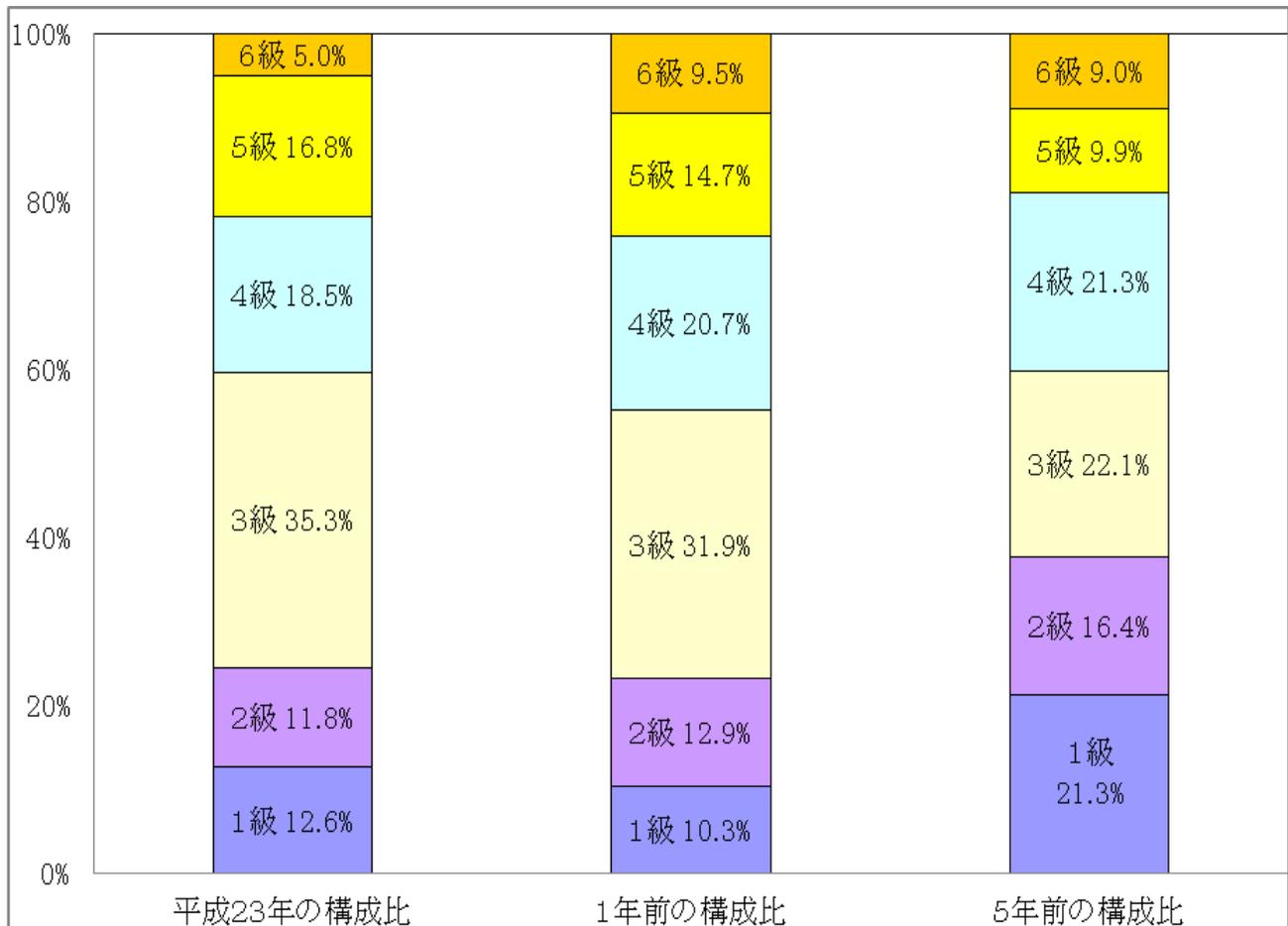
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	課長	6人	5.0%
5級	課長、主幹	20人	16.8%
4級	課長補佐、副主幹	22人	18.5%
3級	係長、主査	42人	35.3%
2級	主任主事	14人	11.8%
1級	主事	15人	12.6%

(注) 1 三木町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年間の考課期間とする勤務成績の評定（人事考課）を実施している。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

昇給日（毎年1月1日）に、上記1の評定結果を参考にし、前1年間の勤務状況等を考慮のうえ、勤務成績に応じ5段階の昇給区分（A（8号級）、B（6号級）、C（4号級）、D（2号級）、E（0号級））を決定している。

なお、平成24年1月1日の昇給においては、課長級の職員は上位区分（B）が3.4%、標準区分（C）が89.7%、下位区分（D）が6.9%であり、課長級以外の職員は、上位区分（B）が4.5%、標準区分（C）が84.6%、下位区分（D及びE）が10.9%であった。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三 木 町	香 川 県	国
一人当たり平均支給額（22年度） 1,209千円	一人当たり平均支給額（22年度） 1,631千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)	(22年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)	(22年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算5～20% 管理職加算10%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算5～20% 管理職加算10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成23年12月期は、昇給に係る人事考課の結果を勤務成績の評定としている。

2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況

上記1の評定結果を参考にし4段階の成績率（特に優秀73.5/100、優秀70.5/100、良好67.5/100、良好でない67.5/100未満）を決定している。

なお、平成23年12月支給の勤勉手当においては、課長級の職員は、上位区分（特に優秀及び優秀）が10.4%、標準区分（良好）が79.3%、下位区分（良好でない）が10.3パーセントであり、課長級以外の職員は、上位区分が5.1%、標準区分が88.5%、下位区分が6.4%であった。

(2) 退職手当（23年4月1日現在）

三 木 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額					
22,735千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

なし

(4) 特殊勤務手当（23年4月1日現在）

支給実績（22年度決算）				0円
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）				0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（22年度）				0%
手当の種類（手当数）				1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
防疫業務従事手当	一般行政職、 看護・保健職	感染症法に規定する感 染症の病菌に汚染され た区域で行う患者の看 護及び病菌の処理作業	日額3,000円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績（21年度決算）	40,272千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	256千円
支給実績（22年度決算）	50,888千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	324千円

(6) その他の手当（23年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異動	国の制度 と異なる 内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 6,500円 ※16歳の年度初めから22歳の年 度末までの間にある子 一人につき5,000円加算	同		10,712千円	132,246円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に支給 【借家・借間居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃－12,000円 ・家賃23,000円超 (家賃の額－23,000円)/2+11,000円 ※最高支給限度額 27,000円	同		5,874千円	202,551円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用する職員、自動車等を使用する職員等に支給 【公共交通機関利用者】 ・6箇月定期等低廉な価格による運賃等相当額、上限55,000円 【交通用具使用者】 ・片道の距離に応じて2,000円から24,500円	同		3,926千円	29,298円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 ・23,000+加算額(配偶者住居との距離に応じて6,000円～45,000円)	同		0円	0円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務1回につき4,200円	同		4,057千円	29,398円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定めるものについて支給 ・31,000円から65,000円	同		17,813千円	523,911円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時または緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給(大規模な災害または重大な事件等が起こった場合の緊急性を有する業務を処理するための勤務に限る。) ・勤務1回につき、職務に応じ12,000円内	同		0円	0円

6 特別職の報酬等の状況（23年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長 副 町 長	850,000円 638,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額
			909,000 円 / 76,700 円 750,000 円 / 311,500 円
報 酬	議 長 副 議 長 議 員	373,000円 310,000円 284,000円	499,000 円 / 227,000 円
			430,000 円 / 182,000 円
			400,000 円 / 157,000 円
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(22年度支給割合) 2.6月分	
			議 長 副 議 長 議 員
退 職 手 当	町 長 副 町 長	(算定方式) 給料月額×勤続期間の月数×36.5/100 給料月額×勤続期間の月数×22.0/100 (勤続期間は48月上限とする)	(支給時期) 退職した日から起算して1月以内 退職した日から起算して1月以内

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

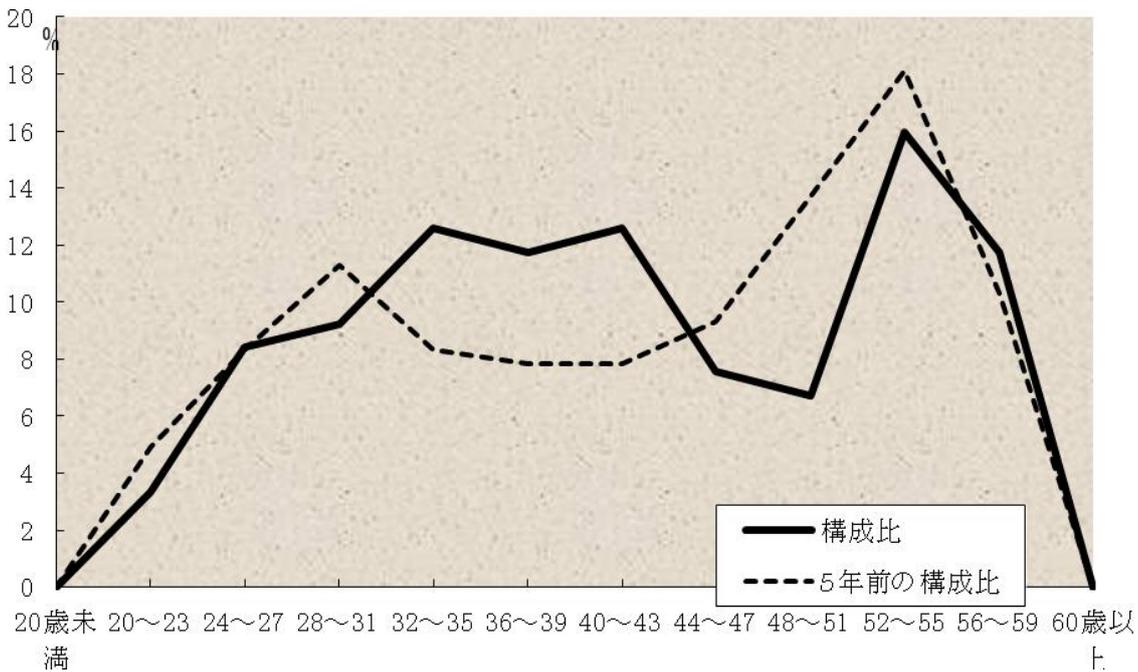
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成22年	平成23年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	(主な増加理由) ・嘱託職員から定数内職員への体制変更 ・クリーンセンター業務体制の強化 ・人事交流職員の派遣 (主な減少理由) ・人事交流職員の派遣終了
		総務企画	34	34	0	
		税務	12	13	1	
		民生	23	22	▲1	
衛生		11	12	1		
農林		11	11	0		
商工		2	2	0		
土木	12	13	1			
	小 計	108	110	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 37.95人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 50.35人)	
	教育部門	50	49	▲1	・退職職員の不補充	
	小 計	158	159	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 54.85人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 67.32人)	
公 営 会 計 企 業 部 門 等	水 道	6	6	0	・事務の効率化による職員減 ・県からの人事交流職員の派遣終了に伴う職員の配置	
	下 水 道	10	9	▲1		
	そ の 他	13	14	1		
	小 計	29	29	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 64.86人	
合 計		187 [218]	188 [218]	1 [0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	10人	11人	15人	14人	15人	9人	8人	19人	14人	0人	119人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	115	112	109	110	108	110	△5 (△13.0%)
教育	60	57	50	48	50	49	△11 (△18.3%)
公営企業等会計	26	29	32	31	29	29	3 (11.5%)
計	201	198	191	189	187	188	△13 (△6.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占め る職員給与費比率 %
22年度	千円 445,356	千円 43,070	千円 33,322	% 7.5	% 7.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	市町村平均 一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 6	千円 20,830	千円 5,236	千円 7,423	千円 23,489	千円 5,582	千円 6,443

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、22年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（23年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三 木 町	40.3歳	300,150円	444,193円
団 体 平 均	45.6歳	362,100円	535,892円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三 木 町	三木町（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（22年度） 1,237千円	1人当たり平均支給額（22年度） 1,217千円
(22年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%

イ 退職手当（23年4月1日現在）

三 木 町			三木町（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）		

ウ 地域手当

該当なし

エ 特殊勤務手当

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（21年度決算）	791千円
支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	57千円
支給実績（22年度決算）	885千円
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	80千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （22年度決算）	支給一人当たり平均支給年額 （22年度決算）
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同		871千円	174,200円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同		621千円	310,500円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同		229千円	38,100円
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ	同		0千円	0円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ	同		1,275千円	115,882円
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同		636千円	636,000円
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ	同		0千円	0円

④定員管理の数値目標及び進捗状況

7 職員数の状況参照